

2020年（令和2年）2月28日

伊賀市総務部契約監理課

関係者の皆様 へ

賃金等の変動に対する伊賀市建設工事標準請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の運用について

みだしのことについて、本市としての取り扱いを下記のとおり定めましたのでお知らせいたします。

記

1. 適用対象工事

令和2年2月29日以前に契約した工事で、基準日（原則請求日）から残工期が2ヶ月以上ある工事

※基準日までに変更契約を行っていない場合でも、工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮します。

2. 適用対象となる工事費

基準日以降の残工事に対する工事費（資材・労務単価等）

※基準日までの出来高を除いたもの

3. 適用対象となる変更額（スライド変更金額）

変動額のうち請負代金額から基準日における出来高部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額

4. その他

詳細につきましては、工事担当課にお問い合わせください。